

保護者の皆様

三木市教育委員会

清心緑が丘認定こども園

園長 伊勢 雅子

インフルエンザにかかる治癒証明書（学校感染症登園連絡票）に代わる
「インフルエンザ用登園届」の提出について（通知）

平素から、当園の教育についてご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、お子様がインフルエンザに罹患した場合には、学校保健安全法第19条の規定により、園長の判断のもと医師の登園許可が出るまで出席停止となります。これまで三木市では、再出席する場合は医師が署名した治癒証明書（学校感染症登園連絡票）の提出を必要としていました。

このたび、総務省通知に基づき、インフルエンザが治癒し、学校に再出席する場合に治癒証明書は必要がないことといたします。

これを受け、感染機会の多い園において、十分な感染予防と疾病管理が必要であるという観点から、今後は治癒証明書（学校感染症登園連絡票）に代わる「インフルエンザ用登園届」を保護者の皆様から提出していただくことといたします。

保護者の皆様が必要事項を記入し、登園する際に「インフルエンザ用登園届」を園にご提出いただきますよう、よろしく願いいたします。

- インフルエンザと診断された場合は、園へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、次の2つの条件のどちらともを満たさなければ登園できません。
 - ① 発症した日の次の日から5日経過している。
 - ② 解熱した日の次の日から3日（幼児の場合）経過している。
- ※この間は、「出席停止」の扱いになります。
【学校保健安全法施行規則第19条】
- 登園する日に、必要事項を記入した「インフルエンザ用登園届」を提出してください。
※医療機関で書いてもらう必要はありません。
- その他の感染症については、従前どおり医師作成の登園許可書が必要になります。

照会先 教育振興部教育・保育課指導係

TEL0794-82-2000

②インフルエンザ用
登園届(保護者記入)

インフルエンザ用登園届

清心緑が丘認定こども園 園長 様

組 名前

「インフルエンザ _____ 型」に診断されました。

《受診した医療機関》 _____

《受診日》 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

《登園可能日》 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保護者名

印

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/
体温	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
解熱日に0								

- ※医師の診断日に関わらず、発症した日（発熱が始まった日）が基準です。
- ※発症した日（発熱が始まった日）は含まず、翌日を1日目とします。
- ※発症した日の次の日から最低5日間を経過するまで登園できません。
- ※解熱した日の次の日から3日を経過するまで登園できません。

～インフルエンザにおける出席停止期間の基準～

学校保健安全法 施行規則第19条では出席停止の期間の基準は、「発症した後5日（発症日は含みません。）を経過し、かつ、解熱した後3日（解熱した日は含みません。）を経過するまで」となっています。

ご自宅で出席停止期間の基準をご確認の上、登園してください。

《例》

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
体温	39.5 ℃	38.7 ℃	37.5 ℃	36.7 ℃	36.6 ℃	36.5 ℃	36.6 ℃	36.6 ℃
解熱日に0				○	1日目	2日目	3日目	登園可能